

本市における地球温暖化対策と「気候非常事態宣言」について

1 気候変動に関する国内外の動向

(1) パリ協定（2015年採択、2020年始動）

国連の条約の下、「産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分に低く保つこと」を世界共通の目標とする「パリ協定」が2020年に始動した。

現在、COP26（英・グラスゴー）に向けて、各国にCO₂削減目標の更なる引き上げが求められる等、世界全体で気候変動対策が強められている。

(2) 国内の動向

(i) 「地球温暖化対策推進法」改定(2016年)と「長期戦略」策定(2019年)

パリ協定の締結を受け、「地球温暖化対策推進法」に基づき、CO₂削減の長期目標（2050年度に▲80%）を含む計画を定めた。

その後、長期目標の達成に向けた取組みを取りまとめた「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、「今世紀後半のできるだけ早い時期でのCO₂排出実質ゼロ」を目指すための取組みを推進している。

(ii) 「気候変動適応法」制定（2018年）

気候変動の影響を防止・軽減するための「適応策」を法的に位置づけ、推進体制を整備した。

2 「気候非常事態宣言」について

(1) 宣言について

地球温暖化による気候変動を人類にとっての「非常事態」と位置づけ、危機感を共有して具体的な対策を行うことを表明する宣言である。

2016年12月に、デアビン市（オーストラリア）が、行政機関として初めて宣言した。

(2) 国内外の動向

現在、イギリス（国）やロサンゼルス（都市）など、約1,500の行政機関が宣言している。

日本では、政府としては宣言していないが、2019年9月の壱岐市（長崎県）を皮切りに、19自治体（2020年3月時点）が宣言している。

3 本市における地球温暖化対策の取組について

(1) 北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画 (2016年)

本市では、「パリ協定」及び国の「地球温暖化対策計画」の策定を受け、「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を策定し、市民、事業者及び行政が一体となり、地球温暖化対策に関する取組みを進めている。

<CO2削減目標>

		2020年度	2030年度	2050年度
本市	市域	▲8%	▲30%	▲50%
	アジア地域	▲6%	▲75%	▲150%
(参考) 国：2013比		—	▲26%	▲80%

※市域及びアジア地域の削減目標は、2005年度の本市排出量比で設定。

※上位計画である「北九州市環境基本計画 (H29改定)」で、政策目標のひとつに、「2050年の超低炭素社会とその先にある脱炭素社会の実現」を掲げている。

(2) 主な取組み

地球温暖化に対して、「緩和策 (CO2削減の取組み)」と「適応策 (気候変動への対処)」を車の両輪として取り組むため、下記の施策を推進している。

<主な取組み (事業)>

緩和策 (CO2削減の取組み)		適応策 (気候変動への対処)
市域	【家庭部門】 クールビズ、まちなか避暑地 【業務部門】 次世代設備エネルギー導入補助による省エネ機器の普及促進 【運輸部門】 ノーマイカー・エコドライブの啓発 【産業部門】 再生可能エネルギーの導入とエネルギーマネジメントの推進	【自然災害・沿岸域分野】 河川の護岸整備 (氾濫防止)、公共下水道事業 (浸水対策)、海岸事業 (高潮対策)、防災ガイドブックの策定 【健康分野】 熱中症予防の啓発・情報提供 【その他 (最新情報の共有)】 気候変動適応研修会の開催、福岡県気候変動適応センターとの連携
アジア地域	【インドネシア】 高倉式コンポスト導入 (スラバヤ) 【フィリピン】 廃棄物発電施設の導入支援 (ダバオ)	

(3) 国による評価

本市は、低炭素社会の実現に向け先駆的な取組みに挑戦する「環境モデル都市」として国から選定を受けており、選定以降9年連続で、全国23の「環境モデル都市」の中で最も高い評価を受けている。